

〔事案 25-197〕 契約無効請求

・平成 26 年 10 月 29 日 裁定終了

＜事案の概要＞

募集人が法令上の禁止行為をしていること等を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 21 年 2 月に契約した終身保険は、他社既契約と同タイプの保険への乗換提案を受けて加入したものであるが、他社既契約を解約すると大きく損失が出ることが分かった。また、募集人による威圧的な雰囲気下の募集であったこと、空手着が契約の見返りに贈与されたこと、契約後に約款等が送付されたこと等の法令禁止行為をしているため、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

＜保険会社の主張＞

申立人は、保険料および保障内容が他社既契約と同程度であれば乗り換える意向であった。また、募集人は、空手着はプレゼントしておらず、設計書・パンフレット等により商品内容や重要事項等について適切に説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の理由により、詐欺または脅迫による保険契約の取消し（民法 96 条 1 項）、要素の錯誤による保険契約の無効（民法 95 条）を求めるものと判断する。

- (1) 威迫・業務上の地位の不当利用（主張①）
- (2) 特別の利益の提供（主張②）
- (3) 重要な事項の不説明（主張③）
- (4) 不適正な乗換募集（主張④）
- (5) 保険種類の誤認を招く行為（主張⑤）

2. 当審査会の判断

- (1) 主張①は、強迫による契約取消の主張と判断できるが、具体的な畏怖を生じさせるような募集人の言動は特定されておらず、申立人の主張は認められない。
- (2) 主張②は、募集人が空手着を贈与したことが特別の利益の提供であるとの主張であるが、契約の取消しまたは無効原因となるものではない。
- (3) 主張③は、契約内容の説明や約款等の交付がなかったという、要素の錯誤による保険契約の無効の可能性がある主張であるが、申立人は、契約申込書と同日付で「意向確認書兼適合性確認書」、「『ご契約のしおり・約款』受領確認書」を作成し、これら書類への署名・捺印は申立人自身が認めている。また、申込書には「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」受領印もあり、本商品では「特に重要なお知らせ（契約概要）」と「保険設計書」が一体であり、これら書類は、特段の事情がない限り、契約内容説明や約款等交付

の存在を推認させる。

- (4) 主張④は、他社既契約の解約による同契約の元本割れを知っていれば新たに契約しなかったという趣旨と考えると、要素の錯誤による無効となる可能性があるが、「動機の錯誤」に留まり、乗換の際、他社既契約の解約返戻金の話や質問はなく、動機の表示は認められない。なお、早期に元本を上回ると考えていた点についても、動機の錯誤に留まるが、動機の表示は認められない。よって、募集人の欺もう行為も見出せず、詐欺による取消しの主張も認められない。
- (5) 主張⑤は、他社既契約と「違うタイプの保険」だったと主張するが、意味が判然とせず、事情聴取も踏まえると、実質的には主張④と同じ主張で、主張④の判断と同じである。また、募集人に「保険種類の誤認を招く行為」を見出すこともできない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 96 条第 1 項（詐欺又は強迫）

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

消費者契約法 4 条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。

当該告げられた内容が事実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。